

(別紙2)

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）の身体機能の維持向上を図るために必要なサービスを提供します。このサービスを提供するにあたり、専門職間の協議、また、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されます。その際、計画の内容について、同意をいただきます。

3 利用料金

別添、「利用料のご案内」をご参照ください。

4 支払い方法

- (1) 毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- (2) お支払方法は、原則として預金口座振替とします。全国のほぼすべての銀行またはゆうちょ銀行の利用者または身元引受人の預金口座がご利用可能です。利用者の手数料負担はありません。振替日は利用月の翌月27日（土日祝の場合は翌営業日）です。
- (3) 預金口座振替をご利用いただけない場合は、当施設事務室にて現金でお支払いいただくか（窓口開設時間は8時30分～17時15分となります）、銀行振込（振込手数料は利用者負担となります）にてお支払い下さい。